

仕様書

1 案件名称

令和8年度 伝藤原家隆墓樹木剪定・薬剤散布等業務委託

2 業務実施場所（別紙1地図・詳細図 参照）

- (1) 所在地：天王寺区夕陽丘町565
- (2) 名称：伝藤原家隆墓
- (3) 所有者：国（近畿財務局）
- (4) 管理者：大阪市教育委員会
- (5) 作業対象範囲の面積：約110平方メートル（敷地全体165.28平方メートルのうち。）

3 事業内容

樹木剪定・雑草除去・薬剤散布及び剪定した樹木等の収集・廃棄処分

(1) 作業実施時期

- ア 履行日は、契約締結後から令和8年8月31日（月）までのうちの1日とする。
- イ 作業は原則として土曜日、日曜日、祝日、振替休日等休日を除く日とする。作業日、作業時間については事前に発注者と調整を行うこと。

(2) 樹木剪定・雑草除去・薬剤散布

ア 樹木の剪定

敷地内に設置された史跡の石碑、パネル及び縁石等に十分な注意を払ったうえで、敷地内に繁茂する高・中・低木の剪定を行う。剪定の程度、内容については、発注者の指示に従う。

敷地の北側・西側の敷地の外側には段差があり、敷地南西側は夕陽丘公園にぬける細い階段となっている。この北・西・南西については、敷地外側に伸びる枝葉、通路階段上にある架線にかかる枝葉は剪定する。土壇の西側については、土壇上の通路から外側に約2mの範囲の高・中・低木を剪定する。

剪定後は敷地の清掃を行い、刈り取った枝葉等は収集後搬出し、事業系ごみとして適切に廃棄処分すること。

イ 雑草の除去

敷地内の地面に繁茂するクマザサ等の雑草を除去する。特に、敷地内通路に沿って繁茂する下草、および土壇東側のサツキツツジの下部に繁茂するクマザサは生え際から除去する。除去後は敷地の清掃を行い、雑草等については収集後搬出し、事業系ごみとして適切に廃棄処分すること。

ウ 害虫駆除のための薬剤散布

敷地内で発生が予想される毒蛾等害虫の駆除および発生予防のため、薬剤を散布する。

(ア) 薬剤の使用法等

- ・可能な限り人体及び環境への影響の少ない薬剤を次の基準に沿って選択すること。
- ・殺虫剤（衛生害虫用に限る）及び殺そ剤：薬事法に規定された医薬品又は医薬部外品。
- ・農薬：農薬取締法により、防除対象の病害虫等及び使用対象の農作物等適用のある登録農薬。

- ・使用方法及び使用上の注意事項を遵守すること。
 - ・薬剤の使用量を必要最小限に留めること。
 - ・薬剤を混合して使用する場合は、危害等が発生しないように注意すること。
 - ・薬剤の誤食・接触防止を図ること。
- (イ) 薬剤の散布にあたっては、薬剤の飛散防止に最大限配慮すること。
- (ウ) 使用する薬剤については、作業日の1週間前までに発注者に報告すること。
- (エ) 作業前後には、周辺住民等に対し、作業の目的、日時、方法、使用薬剤に係る事項並びに注意事項を周知すること。
- (オ) 主な樹木等
- クスノキ、サクラ、マツ、エノキ、モッコク、シュロ、ウバメガシ、サツキツツジ、ヤブツバキ、ネズミモチ、サザンカ等

(3) 収集・処理方法

上記の剪定および除草作業から出た廃棄物は積み残しのないよう収集すること。また、常に清潔で安全に収集を行い、廃棄物が周辺に散乱することの無いよう心がけ、周辺に散乱させた場合は速やかに清掃を行うこと。

4 剪定箇所

別紙1 地図・詳細図 参照

5 現場管理

- (1) 委託業務現場の内外を問わず、人命財産などに危害を及ぼさないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 委託期間中の付近への建物、工作物及び道路、その他の損傷を与えた場合の事故については、受注者の責任において、速やかに現状に修復する等適切な処置を行い発注者に報告し、確認を受けること。
- (3) 作業中における作業不完全または盗難等によって発生した損害は、その事情の如何に関わらず受注者の責任とする。

6 運搬工

(1) 事業系廃棄物の収集運搬

ア 本業務委託における、事業系一般廃棄物の収集運搬においては、受注者が業務内容に対応する一般廃棄物収集運搬業の許可を有している場合は、契約締結後速やかに一般廃棄物収集運搬業の許可の写しを発注者に提出すること。一般廃棄物再生利用業者の指定を受けている場合については、一般廃棄物再生利用業者の指定書の写しを発注者に提出すること。

受注者が業務内容に対応する一般廃棄物収集運搬業の許可を有しない場合は、業務内容に対応する一般廃棄物収集運搬業の許可を有している者に収集運搬を行わせること。なお、その場合は、契約締結後速やかに再委託承諾申請書を発注者に提出し、発注者の承認を受け、再委託業者通知書を提出すること。併せて、再委託相手方の一般収集運搬業の許可の写しを発注者に提出すること。

イ 本業務委託により発生する一般廃棄物の処理については「廃棄物の処理及び清掃に関

する法律」(廃棄物処理法)等関係法令を遵守し、適切に収集、運搬、処分を行うこと。

(2) 積荷の積載

運搬に関しては、搬出車の積載重量を遵守し、車両の積載部分を必ずシートで覆い、積荷が飛散しないように運搬すること。

7 注意事項

- (1) 業務の着手にあたっては、発注者の指示に従い実施すること。
- (2) 本作業に使用する機械、器具、ごみ袋類は、一切受注者の負担とする。
- (3) 付近住民に迷惑をかけることのないよう留意すること。
- (4) 業務が完了した時は、発注者の検査を受けること。
- (5) 業務前と業務後の用地の全容を把握できる写真を撮影し、業務完了時に業務完了届とともに提出すること。
- (6) 剪定後の枝葉及び除去後の雑草等については、事業系一般廃棄物として処理施設へ持ち込むこととし、処理施設における一般廃棄物処理手数料等は契約金額に含む。
- (7) 処理施設へ搬入する際は、施設の受入基準を遵守すること。
- (8) 契約締結後の仕様書の疑義は本市解釈とする。

8 その他

作業の実施にあたっては、前日までに近隣住民に周知し、作業当日は隣地駐車場を出入りする車が通行できるよう作業用車両を取扱うこと。また、上記の定めのない事項及びその他、この仕様書に疑義が生じた場合には、発注者と協議し対応を決定する。

9 質問

質問は下記担当に行うこと。

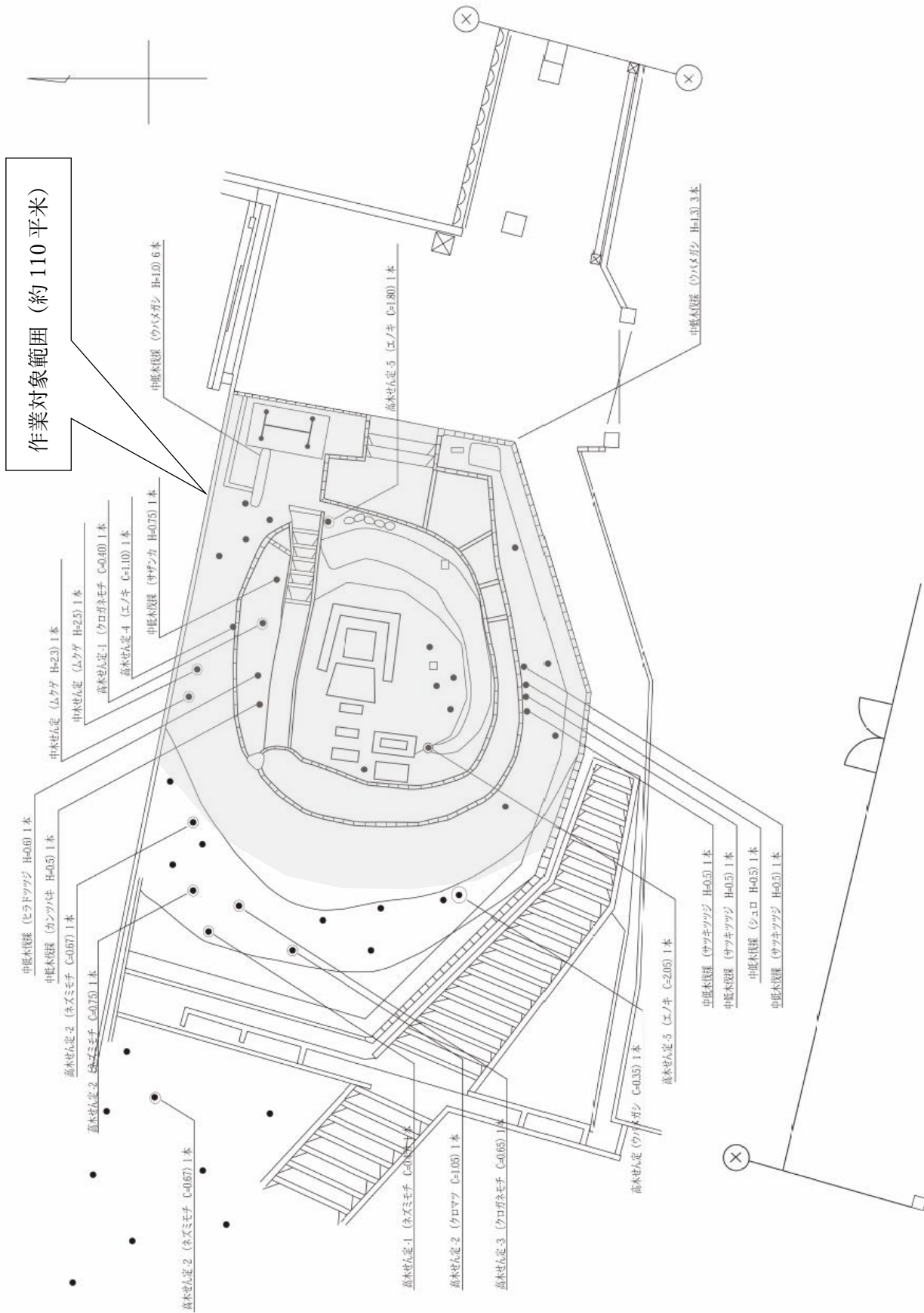
10 担当

大阪市教育委員会事務局 文化財保護課 (担当：菅、宮本)

大阪市北区中之島1丁目3番20号

06-6208-9166

伝藤原家隆墓 詳細図



再委託に関する特記事項

- 1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - (2) 樹木剪定・雑草除去及び薬剤散布業務
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。
- 5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。